

福島県営農再開・高付加価値産地展開支援事業 (福島県営農再開支援事業) 事務取扱要領

第1 趣 旨

この要領は、福島県営農再開・高付加価値産地展開支援事業のうち、福島県営農再開支援事業の実施について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年8月27日法律第179号。以下「補助金等適正化法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年9月26日政令第255号)、農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和31年4月30日農林省令第18号)、福島県営農再開・高付加価値産地展開支援事業補助金交付要綱(令和8年4月1日付け7農産第5031号農林水産事務次官依命通知。以下「国交付等要綱」という。)、福島県補助金等の交付等に関する規則(昭和45年10月27日福島県規則第107号。以下「規則」という。)、福島県補助金等の交付等に関する規則の運用について(昭和45年10月28日45財第136号福島県総務部長通達)及び福島県営農再開・高付加価値産地展開支援事業補助金交付要綱(令和8年4月7日付け8農支第216号農林水産部長通知。以下「県交付要綱」という。)の定めによるもののほか、細部の事務取扱について定めるものとする。

第2 補助金の内報

農林水産部長(以下「部長」という。)は、予算の範囲内で農林事務所長(以下「所長」という。)に対し、補助金の内報を行うものとする(第1号様式)。

第3 実施計画の提出

- 1 事業実施主体の長は、国交付等要綱別記1の2(3)に基づき、事業実施計画書(国交付等要綱別紙様式1号)を作成し市町村長に提出する。
なお、リースにより機械等を導入する場合は、事業実施計画書と併せてリース事業計画(国交付等要綱別紙様式1号別添)を提出するものとし、また、国交付等要綱等に基づき、知事特認を必要とする場合は、知事特認理由書(参考様式1)を提出するものとする。
- 2 市町村長は、第2号様式等を添付し、管轄する所長に提出し、その承認を受けるものとする。
- 3 所長は、審査の結果適当と認められるときは、市町村長に対し、承認を行うものとする(第3号様式)。
- 4 事業実施地区の範囲が単一の市町村域を超え、かつ農林事務所の所管地域内の場合、又は市町村での間接補助事業の実施が困難な場合は、1及び2の規定にかかわらず、直接、管轄する所長に提出し、承認を受けるものとする。なお、当該事業の事業実施主体の長を「地域事業実施主体の長」という。
- 5 事業実施地区の範囲が各農林事務所の域を越える場合は、1、2及び4の規定にかかわらず、直接、知事に提出し、承認を受けるものとする。なお、当該事業の事業実施主体の長を「広域事業実施主体の長」という。

第4 補助金の割当内示

- 1 所長は、配分された補助金枠の範囲内で、市町村長又は地域事業実施主体の長に対し、補助金額を割当内示するものとする（第4号様式）。
- 2 なお、広域事業実施主体の長が行う場合にあつては、1の規定にかかわらず、知事が割当内示を行う。

第5 補助金交付申請書の提出

- 1 市町村長又は地域事業実施主体の長は、第4の1の規定による補助金額の割当内示があつたときは、別に指示された日までに県交付要綱第3条による補助金交付申請書を所長に提出するものとする。
- 2 なお、広域事業実施主体の長にあつては、前項の規定にかかわらず、直接知事に提出するものとする。

第6 補助金の交付の決定

- 1 知事又は所長は、補助対象事業にかかる補助金の交付を決定したときは、市町村長、地域事業実施主体の長又は広域事業実施主体の長に対して交付決定通知書（第5号様式の書例を参照すること。）を交付するものとする。
- 2 所長は、補助金の交付を決定したときは、補助金交付申請書及び交付決定通知書の写しを部長に送付するものとする。

第7 事業実施計画の変更

- 1 事業実施主体の長は、国交付等要綱別記1の2（4）及び県交付要綱別表に規定する重要な変更をする場合には、国交付等要綱別記1の2（4）に準じ、県交付要綱第5条に基づいて行うものとする。
なお、県交付要綱第4条に規定する軽微な変更を行う場合には、市町村長に速やかに文書により届け出るものとする。
- 2 前項の規定による届出を受けた市町村長は、変更届（第6号様式）を所長に提出するものとする。
- 3 地域事業実施主体の長にあつては、1及び2の規定にかかわらず所長に、広域事業実施主体の長にあつては、1及び2の規定にかかわらず知事に直接提出するものとする。

第8 完了報告書

- 1 事業実施主体は、補助対象事業が完了したときは、速やかに県交付要綱第9条による完了報告書を所長に提出するものとする。
- 2 広域事業実施主体は、1の規定にかかわらず、直接知事に提出するものとする。

第9 実績報告書

- 1 事業実施主体の長は、国交付等要綱別記1の2（8）の規定に基づき、補助対象事業が完了したときは、市町村長が定める補助金交付要綱等に基づき補助金実績報告書を作成し、必要な書類を添付して市町村長に提出するものとする。

- 2 前項の規定による提出を受けた市町村長は、当該報告書を審査し、すべての補助対象事業が適正に完了したことを確認して県交付要綱第 10 条に基づき事業実績報告書を作成し、必要な書類を添付して所長に提出するものとする。
- 3 地域事業実施主体の長にあつては、前項の規定にかかわらず所長に直接提出するものとする。
- 4 所長は、2 及び 3 の規定による提出を受けたときは、管轄する市町村、地域事業実施主体分を取りまとめ、6 月末日までに部長に提出するものとする。
- 5 広域事業実施主体の長にあつては、1、2 及び 3 の規定にかかわらず知事に直接提出するものとする。

第 10 事業実施状況報告書

- 1 市町村長又は地域事業実施主体の長は、国交付等要綱別記 1 の 2 (9) の規定に基づき、前年度の事業実績の報告を 5 月 15 日までに第 7 号様式により、所長に提出するものとする。
- 2 前項の規定による提出を受けた所長は、管轄する市町村及び地域事業実施主体分を取りまとめ、部長に提出するものとする。
- 3 広域事業実施主体の長にあつては、1 及び 2 の規定にかかわらず、直接知事に提出するものとする。

第 11 成果確認検査

知事又は所長は、実績報告書の提出を受けたときは事業の成果確認検査を行うものとする。事業の確認検査に当たっては、「農林水産部所管の補助事業等に係る検査事務取扱要領」（平成 6 年 4 月 1 日付け 6 農第 36 号農林水産部長通知）に基づいて行うものとする。

第 12 補助金の額の確定

知事又は所長は、第 11 の成果確認検査により、補助金交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定するものとする。補助金等の額の確定に当たっては、「補助金等の額の確定に関する事務取扱について」（昭和 50 年 1 月 27 日付け 50 農林第 14 号農地林務部長通知）又は「補助金等の額の確定について」（昭和 51 年 8 月 20 日付け 51 農政号外農政部長通知）に基づいて行うものとする。

第 13 事業評価報告書

- 1 事業実施主体の長は、事業実施計画の目標の翌年度において、事業実施計画に定められた目標年度の成果目標の達成状況について自ら評価を行い、文書で市町村長に提出するものとする。
- 2 前項の規定による提出を受けた市町村長は、国交付等要綱別記 1 の 3 の規定に基づき内容を点検評価し、必要に応じ事業実施主体の長に対して適切な指導を行うとともに、別に定める日までに所長に提出するものとする。
- 3 前項の規定による提出を受けた所長は、必要に応じ事業実施主体の長に対して適切

な指導を行うとともに、管轄する市町村分を取りまとめ、5月15日までに部長に提出するものとする。

- 4 地域事業実施主体の長にあっては、1及び2の規定にかかわらず所長に、広域事業実施主体の長にあっては、1及び2の規定にかかわらず知事に直接提出するものとする。

第14 財産の処分等

- 1 事業実施主体の長は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産を補助金等適正化法に基づき処分等をしようとする場合には、「補助事業等により取得し、又は効果の増加した財産の処分等の承認基準について」（平成20年5月23日付け20経第385号農林水産省大臣官房経理課長通知。（以下「承認基準」という。））の第3条の規定に準じ財産処分承認申請書（第8号様式）を作成し、市町村長へ提出するものとする。
- 2 前項の規定による提出を受けた市町村長は、これを所長を経由して知事に提出するものとする。
- 3 知事は、財産処分の申請があった場合は、承認基準の第3条の規定に準じ承認を行うものとする。
- 4 地域事業実施主体の長にあっては、1及び2の規定にかかわらず所長を経由して知事に、広域事業実施主体の長にあっては、1及び2の規定にかかわらず知事に提出するものとする。

第15 災害の報告

- 1 事業実施主体の長は、天災又は自己の責に帰さない事由による火災等により、処分制限期間内に補助対象財産を利用することが困難となった場合は、災害報告書（第9号様式）を作成し、市町村長へ提出するものとする。
なお、事業実施主体の長は、補助対象財産の復旧が不可能であると判断した場合であって、当該財産処分にかかる収益がないことが明らかな場合は、承認基準の第7条の規定に準じ、補助関係が終了したことの確認を求めることができる。
- 2 前項の規定による提出を受けた市町村長は、これを所長を経由して知事に提出するものとする。
- 3 知事は、補助関係が終了したことの確認を求められた場合は、承認基準の第7条の規定に準じ確認を行うものとする。
- 4 地域事業実施主体の長にあっては、1及び2の規定にかかわらず所長を経由して知事に、広域事業実施主体の長にあっては、1及び2の規定にかかわらず知事に提出するものとする。

第16 その他

県交付要綱及び本要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要領は、令和8年4月7日から施行し、令和8年度分の補助金から適用する。

- 2 この要領の施行に伴い、福島県営農再開支援事業事務取扱要領（平成 25 年 3 月 12 日付け 24 農総第 2515 号農林水産部長通知。）は廃止する。
- 3 この要領による廃止の前の福島県営農再開支援事業事務取扱要領に基づいて実施している事業については、なお従前の例による。